

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）」を削り、同条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第二十三条 勤勉手当については、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員の例による。ただし、管理者は、職員に異動があつたこと等の事情により、本文の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九條の四第二項に規定する勤勉手当の総額が同項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。別表第一イの備考中「~~第23条~~」を「~~第24条~~」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
（埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程）
- 2 埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の十一の項管理者決裁事項の欄中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。